

各 都道府県  
指定都市 社会保障・税番号制度担当部（局）御中

総務省自治行政局住民制度課  
マイナンバー制度支援室

## マイナンバーカードと運転免許証の一体化カードの継続利用の申請について（周知）

平素よりマイナンバーカードの普及の促進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

マイナンバーカードと運転免許証の一体化については、令和7年3月24日から運用が開始され、同日付け事務連絡「マイナンバーカードと運転免許証の再一体化について（周知）」において、本年秋を目途として、免許情報等が記録されたマイナンバーカード（以下「マイナ免許証」という。）を有する者がマイナンバーカードの有効期間内の交付の申請等を行う際に、新たなカードに自動的に免許情報等を記録するサービスを開始することについて周知していたところです。この度、警察庁より別添1のとおり、マイナンバーカードの交付を行う市区町村においても承知いただくよう周知依頼があったことから、下記のとおり、あらためて周知いたします。なお、下記事項については、各都道府県警察及び免許センター等においてもマイナ免許証を有する者等に対して周知を行っていることを申し添えます。

貴都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）にも、この旨周知されるようお願いいたします。

### 記

- 1 マイナ免許証及び運転経歴証明書が記録されたマイナンバーカード（以下「マイナ免許証等」という。）を保有する者がマイナンバーカードの有効期間満了等に伴いカードの申請を行う場合、再度免許センター等で免許情報等の記録を行っていただく必要がありましたが、事前に署名用電子証明書を用いて、最新の基本4情報提供に係る同意を行っていた場合（氏名や住所に外字が含まれている<sup>\*</sup>などの理由により、あらかじめ、カード発行工場において署名用電子証明書がカードに搭載できない場合を除く。）、令和7年9月1日より、個人番号カードのオンライン申請サイトからの交付申請に際し、免許情報等の再記録の希望（以下「継続利用の希望」という。）の受付を可能とし、新たなカードに自動的に免許情報等を記録するサービス（以下「本サービス」）が開始されることとなりました。

マイナ免許証等の継続利用の希望の受付の手続はオンラインでのみ申請が可能となっており、郵送での申請や、特急発行を含む市町村窓口での申請受付は対象外となります。特に特急発行による申請を行った場合、新しく交付されるカードには免許情報は記録されないため、追記欄満欄の者などマイナンバーカードを保有する者に特急発行を案内する際には、運転免許証との一体化がなされている場

合は、あらためて免許センター等での手続が必要となることをご案内いただき、当該者が継続利用の希望がある場合はオンラインによる申請（通常発行）を選択いただくようご案内ください。

なお、マイナ免許証等を保有する者のうち、カードの紛失や破損等を理由にマイナンバーカードの再交付を申請する者については、継続利用の希望の受付の対象外とされております。

その他、地方公共団体情報システム機構（以下「J-LIS」という。）から発出された令和7年7月28日付け事務連絡「免許情報が記録されたマイナンバーカードの有効期間内の交付の申請等に係る対応について（周知）」もあわせてご確認ください。

2 また、J-LISより市区町村宛に送付されるマイナンバーカードや交付通知書の梱包について、市区町村の窓口において、通常のマイナンバーカードとマイナ免許証等との混同を避けるため、以下のとおり運用が変更となりますのでご注意ください。

(1) マイナンバーカードについて

J-LISから発送されるカードは次の①から③の3通りに区別され、梱包された上で発送されます。

- ① マイナ免許証等の継続利用の希望をしなかった者に係る免許情報等が記録されていない通常のマイナンバーカード（マイナ免許証等を有しない者が通常の申請を行った場合に発送されるカードを含む。）
- ② マイナ免許証等の継続利用の希望をした者に係る免許情報等が記録されたマイナンバーカード
- ③ マイナ免許証等の継続利用の希望をしたが、何らかの理由（申請後に免許停止等となった場合、又は氏名や住所に外字が含まれている\*等の理由により、あらかじめ発行工場において署名用電子証明書がカードに搭載できない場合等）により免許情報等の記録がなされなかった者に係る免許情報等が記録されていないマイナンバーカード

(2) 交付通知書の記載について

カード券面には免許情報等の記録の有無の記載はありませんが、マイナ免許証等の継続利用の希望をした者については、交付通知書の表面に記載される免許情報等の記録の有無により判別することが可能です。

マイナ免許証等の継続利用の希望をしたが、上記のとおり、何らかの理由により免許情報等の再記録が不備となる場合がありますが、市区町村の職員がマイナ免許証等の免許情報等の記録をカード本体から確認することはできないため、申請者等からのお問い合わせについては、交付通知書に記載のとおり、都道府県警察や最寄りの免許センター等へ確認いただくよう、ご案内ください。

3 本サービスの利用に際し、免許情報等の記録に関する手数料については市区町村窓口にて徴収を要しない（無料）とされておりますので、ご注意ください。

4 なお、住民の方から市区町村に対して、制度の概要やマイナ免許証の手続について問い合わせを受けた場合は、令和7年3月24日付け事務連絡において通知したとおり、その詳細については、都道府県警察または免許センター等へお尋ねいただくようご案内ください。

※ 氏名や住所のうち、市区町村において個別にイメージデータとして作成した文字（イメージ外字）については、統合端末において入力することは出来る（「住基ネット明朝」フォントに字形の定義はある）が、公的個人認証サービスポータルサイト（LGWAN側）（<http://www.jpki.asp.lgwan.jp>）に掲載されている、代替文字確認ガイドにおいて変換先の定義が行われていない文字が含まれる住民については、マイナ免許証等の継続利用の希望のオンライン申請を行ったとしても、カード発行工場において署名用電子証明書がカードに搭載できないことから、特急発行と同様に、手動での代替文字設定（券面事項更新業務）を行った上で、署名用電子証明書の窓口発行を行う必要があります。

なお、当該住民が引き続きマイナ免許証等の利用を希望する場合は、再度免許センター等で免許情報等の記録手続を行う必要がありますが、詳細は免許センター等に確認いただくようご案内ください。

**【担当】**

自治行政局マイナンバー制度支援室  
岡田係長、西村事務官、大谷事務官  
TEL：03-5253-5366（直通）  
E-mail：juki@soumu.go.jp